

# 廻米道中成立史の研究

阿 部 善 雄

## はじめに

の発達からは、廻米道中の成立過程に対してもとより、元祿以降における商品流通の開花に対しても、その展望を導き出すことができるであろう。

### 第一章 近世初期蔵米・知行米の流通

#### 1 加賀藩蔵米および知行米の廻送

奥羽地方の諸大名にとって、万治三年から寛文年間にかけての時期は、東廻り海運の整備に劣らない重要な意味をもっていた。それは陸路による江戸廻米の事情が好転したことであり、宿駅の整備による道中の駄送力が強化された結果、藩庁自身が廻米を実施する機構を確立するに至るのである。つまりここに従来の商人請負の方式をやめて、藩全体の経済政策に対応した廻米方針を打出すことができるようになつたことは、低米価地帯の大名として、蘇生に近い画期だといわなければならない。いかにも『会津家世実紀』(史料編纂所本)の藩政初期の部分は、会津藩の苦悩をそのままに、米穀政策の変遷について多くを割いており、領内米の“掃立て”と“囲込み”的施策や藩廻米制への指向をめぐる重要な問題が展開している。この小論は、すでに昭和三十九年六月に本所の研究発表会において、「会津藩における廻米制の成立」というテーマで述べたものであるが、問題の重要性にかんがみ、さらに稿を改めたものである。『会津若松史』(昭和四十年九月刊)も、この実紀によって廻米政策の展開を説明しているが、その考察の範囲は、自ら地域史としての制限をまぬかれない。しかし実は『会津家世実紀』こそは、それを丹念に解明し評価していくとき、われわれは近世初期における奥羽道を中心とした交通の態容と米穀市場の形態を理解することができるとともに、藩廻米制の成立を通じて展開する会津藩の二重専売制を明確にできることがある。そして宿駅・河岸

近世初頭における大名自身の蔵米および家臣の知行米の流通を考察する場合、百二万石(裏高百二十万石)の加賀藩のそれが比較的明確に跡付けられるので、まずこれを理解しておくことは、十分に意味のあることである。それは南奥州の大名における廻米と市場関係の閉塞性を年次的に併行的に評価できるからである。加賀藩の米が直接大坂に送られるようになるのは明暦二年十月以後で、それまでは、敦賀と大津が主たる廻送先である。ただし寛永十五年に下関を経由しない米百石の大坂試送があった。天正十九年四月には前田利長が敦賀の高島伝右衛門に書を与え、加州米・越中米を現地出張の重臣等の下代と相談して売却することを命じており、翌月には前田利家が同様高島屋に對して、加州・越中・能州から到着した廻米船の米が高島屋所で荷分されるまでを裁許せよと指示している(加賀藩史料第老編)。高島屋は米の取引を行なう豪商であるばかりでなく、加賀藩の命を受けて、敦賀地方の米相場を勘査しながら払米を実施する役目を負わされていたのである。慶長九年十一月には、同地の加賀藩蔵屋敷の管理を依頼され

ているし、寛永十六年三月には、加賀の宮腰湊に廻漕されるべき上方荷物が、敦賀まで輸送されて船に積載される場合、運賃を定め、積載荷物の手形を渡すなどの裁許を命じられており、高島屋の加賀藩に対する特権がいかに大であつたかが推察される。<sup>(2)</sup>思ふに高島屋は会津の築田氏のような中世的豪商であり、港湾都市における船道組織を背景とした商人司的な性格をもつものであろう。

さて加賀藩蔵米の廻送船は主として領内から徵發されたらしい。慶長七年三月の水主規定によれば、浦々の船が公用以外で他領にいくことを禁止し、また水主が他国へ雇われていくのも許可しないことにしている（加賀藩史料第2巻編）。大量の蔵米を廻送するのであるから、領内船の確保は絶対に必要であった。こうした事情は正保四年に下関経由で大坂の船舶がはじめて加賀に来航するようになるまで続いたものと判断される（加賀藩史料第3巻編）。

大津へ蔵米を廻送したことが知られる最初は慶長七年四月である。登せ米の終点として敦賀と大津は同程度の重要さをもっていたと考えられるが、前者は湊町であるところから払米の拠点として、後者は京坂に近接する米の集散地として近世初頭の要衝の地であつたろう。元和二年の定書には、毎年蔵米の三分の一は大津へ、他の三分の一は敦賀へ廻送すべきことが決められ、残り三分の一は下行米に充てるほか地払米とすることが決められている。なおこの定書によれば、大津への蔵米を大津蔵屋敷奉行に渡すべきことが指示され、また領内の代官が蔵米を払下げた場合、大津相場の「中之並」を基準にして代金を納めるよう命じている（加賀藩史料第3巻編）。つまり大坂市場の発達とともにない、加賀藩財政における大津蔵屋敷および大津払米の経済的価値が一段と向上したこと意味している。しかも大津払米にあっても、豪商による裁量が必要であった模様で、正保三年八月十七日には前田内蔵允が大津の菱屋源次に対して払米を依頼し、「御米払庭帳」を毎月京都の蔵屋敷へ渡すよう指示している。

前にも述べたように、大坂の船舶が加賀に来航したのは正保四年である。このことは瀬戸内海の廻船が北陸の港湾にも進出してきたという背景に立っていることはもちろんで、それは同時に加賀藩の蔵米が直接大坂市場に廻送される条件が熟してきたことを意味している。そうしたところから明暦二年十月に至って、大坂商人の川崎屋喜左衛門や吉文字屋喜兵衛・小島屋長兵衛の三人が藩庁に対して、雇船調達の請負を行なっているのは廻漕史上からも蔵米流通史上からも、きわめて重要な事柄といわなければならない。ただし加賀なしし越中より大坂までの運賃米は、廻米量の一七%にもおよんでいる（加賀藩史料第3巻編）。

給人の知行米の流通にあつては、城下町や在郷町の蔵宿が米の保管と払下に大きな役目を担なつた。『蔵宿要元録』に収められる定書には寛永初期のものがあり、当然、その存在は藩制とともに古いことが知られる。これはのちにふれることとし、ここでは知行米の領外移出の面だけを説明しよう。寛永十六年三月二十二日に藩庁から宮腰町奉行に与えた定書には次の一条がある（加賀藩史料第3巻編）。

## 一、御城米並御家中之米、商人米によらず、御國之船に而も他国之

船にても、相対次第積申様に可被申付事、

つまり宮腰湊からは、城米（蔵米）・商人米とともに、家中米も積み出されていたのであり、家中米は単に領内に払米となつていただけではなかつた。いかにも海運に恵まれた加賀藩では、以下に述べていく白河藩・会津藩と相違して、米の“掃立て”にさほどの障害はなかつたのである。

## 2 白河藩廻米の商人請負

近世初期、万治・寛文期ごろまでは、奥羽の大名取納米の陸路による江戸廻送は、大体商人によって請負われていた。ごく初期の請負で、その請負の内容を的確に示しているのは、寛永十一年における白

河藩の廻米についてであり、藏米十二百三十三石三斗二升五合を江戸へ輸送するにあたり、白河の町人管生清左衛門・高田伊兵衛の両名が藩主丹羽長重の役人丹羽石見守外四名宛に提出した「請負定書」（高田文書<sup>(5)</sup>）は、以下のようにきわめて貴重な内容をもつてゐる。

一、米高合千武百三拾三石三斗武升五合也、

但元和升也、此俵数式千五百俵、但老俵ニ付而四斗九升三合三  
匁三才、元和升ニてかね切ニ廻し請取申事、

一、右之御米白川ニて千武百三拾三石三斗武升五合請取申、江戸江  
相着、千石ニ付而七百六拾五石、私等之升取ニて相渡し可申候、

残而式百三拾五石ハ、駄賃入用ニ可被下御約束ニ御座候事、

一、御米江戸江相着申日切之儀ハ、来年之二月晦日以前ニ相着、渡  
し可申候、此日切る御米遅参着仕、江戸ニて御米安ク籠成候ハ、  
さきニ御壳被成御米之高直之なミニ金子ニて指上可申事、

一、右之請取申御米、江戸着津仕次第二相符仕候、百俵之差合米之  
御本米ニ御引くらべ御請取可被成候、舟ニテ上せ申御米之内、悪

敷米御座候ハ、御請取被成間敷候、御本米之ことく成を進上可  
申候、付、ぬれ米も御同前之事、

一、水損・火損ニ御米罷成候ハ、（中略）、自然御無沙汰仕者候ハ  
ハ、妻子共を御国替之所へ被召連、如何様ニも可被仰付候、少も  
申分御座有間敷候、仍如件、

寛永十一年

霜月十五日

管生清左衛門（花押・印）

高田伊兵衛（花押・印）

丹羽石見守殿

○他四名略す

請人 大塚 半十（花押・印）

○他二名の請人略す

この廻米契約で重要な点は、駄賃などの経費が輸送量のうちから現  
米で支払われ、それも輸送委託者の江戸受取高の三〇・七%（七百六  
十五石対二百三十五石）と、そこある高いことである。現米による支払

は相場の相違からくる危険の分散、また逆には請負人の江戸における利潤拡大のためであり、高率なのは彼我の米相場の顕著な差異に基づくものとはいえ、江戸到着期限にかなりゆとりがあることとともに、当時における輸送の非常な困難さを示している。第四条に「百俵之差合米之御本米ニ御引くらべ御請取可被成候」と書かれていることからは、廻米における欠米の制度がまだ発生していない事情が考察される。また同条で「船ニテ上せ申御米之内」といつているのは、輸送の途次が陸路・水路の二手に分かることを意味し、後年のように全面的に鬼怒川などの舟運に依存することをしないで、ある部分の米は奥羽道中だけによって江戸に運ばれたものもあることを示している。舟賃の方が安いにかかわらず、陸路だけにすることがあったのは、やはり河岸組織の未成熟に起因するものであろう。

要するに、このときの白河藩の廻米は商人の請負によつており、別に会津就封前の保科氏（最上藩）の場合をみても、『会津家世実紀』には、最上城下十日町の検断四郎兵衛の子太郎右衛門が請負つて輸送した事例（正保二年正月十四日条）があり、まだ東廻り海運が本格的に開拓されておらず、河川の水運も未発達であるような時期にあっては、白河藩に限らず、白河以北の大名のうちに、当然、陸路を江戸へ押し上げたものもあつたろう。藩としては江戸における藩主の費用と、その屋敷に詰める家中の扶持米を送らねばならないし、他方、蔵米を相場の高い江戸に廻わし貨幣に換えねばならなかつた。いずれも緊急を要することであり、右の白河藩の廻米も、その数量の少額さからして、寛永十一年の冬から翌春にかけては、この外にも少からず実施されたものと想像される。藩主の江戸在府の年に要する米穀類の額は在呂の額よりもはるかに大きく、会津藩の例では、將軍補佐であつた藩祖正之の場合は別として、在府のさい、一年に米と大豆で八、九千石

ほど、在府・在邑の一年平均を寛文十一年より延宝三年までについてみると、米一万六千俵・大豆千二百俵の数値を示している(6)。延宝四年十月二日条)。しかしながら近世初期にあっては、藩の財政に最も重要な廻米が、なぜ商人請負によらなければならなかつたのであらうか。

### 3 会津藩廻米の商人請負

寛永二十年七月に出羽最上から若松へ国替となつた保科正之の会津藩二十三万石(裏高二十五万石余、預所南山五万石余)における廻米の商人請負については、『家世実紀』の正保二年正月十四日の条が明瞭に説明しているが、輸送形態の面で注目すべき点が多い。保科氏は正保元年までは、江戸廻米を十日町検断のほかにも江戸町人の希望者に請負わせており、正保元年の春には五千俵を遠藤太郎兵衛(請人、松木七左衛門)、同年冬には由井平左衛門(請人、石川六兵衛)が請負つてゐる。運賃そのほかの経費は、前者では藩が四分、請負人が六分の負担とし、欠減米は一俵に対して四升五合と定められており、後者においては、運賃を廻米のうちから処理することは、双方にとって困難なため、すべての米を会津屋敷に納める代りに、別に金額ではないといふ請負人の希望に従つて、米千石につき駄賃二三〇両が与えられた。

この事例によつて運賃支払の方式が変化していることが注意されよう。先の白河藩の事例では、全輸送量が二分され、七六・五%が輸送委託高、二三・五%が運送関係費となるが、右の正保元年春の事例では、運送関係費が委託者四〇%、運送人六〇%の負担となつており、これも運送関係費が、予め全輸送量のうちから一定の比率を以て現物で支出することになつてゐたとみて差支えない。藩側も四〇%となつてゐるのは、藩の下級家臣が駄送に従つてゐるからであると推測される。欠米が一割前後とすこぶる高いのは、駄送が困難なため途中の欠減が多く見込まれたからで、江戸到着後に本俵の升目が正規の量に処理されれば、請負人の取得に帰したものである。これらに対し、同

年冬の廻米で駄賃が一定の貨幣額となつてゐるのは、きわめて重要である。すでにある程度、道中における駄送力が伸張し、江戸の米市場における集荷状態もしだいに安定の度をましつつあつたので、こういふ方法が指向されたようになったものであらう。

さて正保二年における若松桂林寺町の米屋五郎兵衛が会津藩から請負つた廻米の駄送組織は、内容の具体性と地元商人の請負という点で、重要な意義をもつてゐる。五郎兵衛自身、すでに自己商売として江戸廻米を行なつており、身元も確実な者だからとして、正月十四日に藩はまず三千石(六千俵)の請負を認め、駄賃は千石につき二百両でよいといふ彼の申し出に従つた。そして責任完遂の起請文を提出させたのであつたが、駄送経過の要点は以下のとおりである。

まず(1)廻米に先立つて、五郎兵衛の嫡子甚次郎が白河から舟渡しになる小塙舟場(下總城郡、いま茨城県結城市のうち)までの四筋の原方道における道中の間屋たちと運送の打合せをなし、受入れのために藩から渡されていた金百両と代物千貫文を、それらの間屋に配賦した。つまり駄送全体の裁判(統轄)を行なつた。(2)一男惣兵衛は添人の甲賀者とともに駄賃支払に当たり、小塙の舟積みには、別の甲賀者が積舟の手配を行なうこととした。(3)道中の荷才料(宰領)には鉄砲組足軽二十人が当たり、戸口(猪苗代湖岸翁島)から江戸着津までを、一人が三百俵ずつについて担当することとし、各人の荷判を一種類と定めた(近世大名の宰領は、このように荷駄の隊を分けて押し上げた)。また、会津から白河へ通ずる勢至堂峠の積雪を掃立てるため、鉄砲組足軽二百人を動員した。

二月一日にはじめられた廻米は、こうして一ヶ月もかかつて同月末までに小塙に三千俵が到着し、順次運送も進んで、今回請負の全額一万俵も江戸に到着するに至り、江戸屋敷の出入商人である石川六兵衛(近江屋)に命じて全部を売却させたのである。正保二年における五郎兵衛の請負は、会津の米相場が安く、地払の方策が立たないことによ

つて更に大量となり、八月には買上米二千石（ときの相場より）割安に買上げ）を含めた古米六千俵を、九月・十月には、新米三千石を駄送した。

それでは、このときの駄送方式が請負形態たる理由、つまり藩から甲賀者や鉄砲組の者が参加しているにかかわらず、なぜ請負といえるのであろうか。およそ近世の宿駅制度下における道中の駄送力は、それぞれに独立した宿駅によつて表現されたのであって、とくに廻米のような大量の荷を波状的に駄送するには、それぞれの宿駅と密接な交渉をもつとともに、全体的な掌握が必要であった。この個々の宿駅に対する交渉と、それらの全体的な掌握の業務がいわゆる裁判であり、なお必然的に駄賃支払という重要な役割を、その指揮下においていた。したがつてそれらの機能を指揮下においていた五郎兵衛の廻米は明らかに商人請負の範疇に入ることが判明しよう。甲賀者の参加は行動の軽捷さもさることながら、会津藩では代官所保管の蔵米の出納に代官が出席できない時は、これが参加する規定になつていて（慶安二年九月晦日条）、その関係が廻米にもおよんだものと理解されるし、宰領が鉄砲組の者であることや、さらに宰領が各地点に配置されるのでなく、各自担当の米荷三百俵とともに移動南下しているのは、すつかり戦国軍旅の小荷駄方の組織を踏襲したものと考えられる。五郎兵衛側の参加は、親子三人とその弟、および升取りを勤めた手代二人、そのほか俵持え・荷符付けの者六人で、五郎兵衛の請負は、その後なお七年間継続した。

#### 4 近世初頭会津米の流通構造

会津藩が江戸市場にも遠く、また奥羽の動脈であつた奥羽街道からもはずれて躊躇していたため、どれほど低米価に苦しんだかを理解する前提として、まず近世初期の前半における会津米の流通構造を考察しておかねばならない。奥羽諸藩の例と同様に、会津藩においても、

先封加藤氏の方針を継いで、貢納が半石半永を基本としていたことは周知のとおりである（<sup>(8)</sup>会津藩では元禄元年に廃止したが、仙道筋の諸藩は、近世を通じて襲用した）。この年貢方式の存在理由は、一言にしていうならば、領内市場と領外市場との相対的な隔離性に基づいている。その相対的な隔離性とは、大量かつ継続的な廻米の方途に恵まれなかつたことで、『正之公言行録』にも「会津は山国にて津出場遠く諸品牛馬にて運送する事故、常に米穀沢山にて腐敗の患あり、大方其価も下直にて、家中・百姓等に不勝手」であるから、蒲生氏郷以来、「収納方も米金分等の納」としていると述べている。こうした事情は必然的に会津米の相場を、仙道筋にもまして低廉に拘束した。このような低米価地帯の家臣たちは、その生計にとってきわめて重要な知行米の売却を、領主の収納米の処理と同じく、過剰的な市場体制のなかで遂行せざるをえなかつた。そうしたところから貢納の米は、納入のさいには、すでに半分が貨幣であることが望ましかつた。とくに南奥羽では

錢貨自体の欠乏から、錢貨の収奪は一段と必要であったろう。

半永の基準にしても、時の米相場にかかわりなく、先封の加藤氏にあつては京銭一貫につき米一石、保科氏にあつては金一分につき米八升（十両につき八十俵ほど）というおどろくべき低さであることは、低米価地帯における苦肉の貨幣追求策として注目しなければならない。

農民側にとつても、いくらか高く七升代にされても困るであろうし、また単毛作だけに米納一式になつても、換金物が減少するから苦勞せざるをえない。あとに述べるように、農民は藩の抑制がないかぎり、普通には換金の機会に接触していたから、自己を再生産するための米穀を自家に保留することは、きわめて重要なことであつて、藩の廻米量が増大していくた時期に、元禄元年から年貢をすべて米納に改めたことに対し、「米方納、百姓服不申候と始る取沙汰承候、民間之風俗悪敷罷成候は、米方納と社倉米無之候ニ付、なたれ候」（樋口安心上申三十六ヶ条）という世評が行なわれたことなどは、半石半永の

方が農民側に有利な面があつたことを裏書きしている。

慶長から寛永にかけては、会津における在郷町の六斎市が領主の統制下で保護育成されていった時期であり、六斎市圏の確定をはじめ、市の内部にあっては、脇みせの禁止、諸色市宿の保護、市相場の適正化、問屋→小売的売買の育成、さらに六斎市を通じての在郷町の順調な発達などが意図され、商取引の発達と商品流通の円滑化が図られたが、なかでも藏をもつ市宿の育成は、六斎市にとって重要であり、農民の米のかなりの部分が、これら六斎市の米宿に持ち込まれたのである。そしてこれら在郷の市は明暦期に及ぶころには活況を呈するまでになつたらしく、その市祭りには繁昌をみた（明暦元年一月条）。城下町の若松でも、寛永二十年十月からは、六斎市のほかに五の日・十の日の米市が設定されるに至り、やがて明暦二年には、しつかりした經營の米屋（米宿）が、四十七軒を数えるようになつた（明暦二年一月十二日条）。

ところで、ここで注意しておきたいことは、近世における米屋の機能である。給人の知行米が市場に出て貨幣に換えられるのは、この米屋を通じてであつた。会津藩の場合、米屋と給人米の関係をさぐる史料に乏しいが、加賀藩では米屋は給人に対する場合は、前にふれたとおり、藏宿という名称に置き換えられ、給人の米を預つて、これを売却する仕事をしていた。寛永五年・同六年の定書によると、藏宿は給人から一石について二升の蔵敷をとつて給人米を預り、米相場の適当な時期に売却することになつており、また藏宿が米を預つている期間には、自分の妻子を他出させないなど、厳格な契約を結んでいた。寛永の時点では、金沢には六十八軒の藏宿があつたことが知られるし、諸方の在郷町にも数多く存在したことはいうまでもない。右に挙げた会津藩の米屋も当然この藏宿の機能を果すものであつたことは容易に理解されよう。

さて米が農民の手から離れて商品化する過程は、一つは右の六斎市

が指向される場合であり、他の一つは、早稻米収納の時期を除いて、農民が各自不斷に町の米屋に運んで売る場合である。藩はまず農民各自の「早稻物帳」登録米を以て年貢の米方・金方の収納をまわせることにしており（正保四年九月十二日条）、その期間は自由な米の売り散らしを禁じ、郷村から町への穀留を実施していた。これは一面米価を安定させるためでもあつた。そうでなく、穀留が解かれていた時期には、もちろん町に自由に移出されていた（慶安四年七月二十六日条・承応二年閏六月二日条）。さらに他の一つの場合は、他国の中商人が農民から直接に買取り、これを町の米宿まで日用取りに運ばせたうえ、江戸へ廻送していた経路である（慶安元年八月二十五日条）。この他領商人の買米がまたかなりの量に上つたことは大いに注目にあたつする。

正保二年における廻米の商人請負の時期にあたつては、領主も米価政策から、商人米の移送の便宜を図つてゐるほどで、商人が農民の米を買って関東に送り出すことについて、領主米の駄送が商人米の駄送に支障とならぬようになつてゐる。これは他領商人による会津米の御米を致遠慮、商人米之絶間を見合候而成共、御米為廻可申（正保二年正月十四日条）ともいつてゐる。これは他領商人による会津米の商品化がかなり進んでいたことの明証である。また明暦二年二月には米価が十両につき五一俵前後の高値をよび、城下の零細な町人がしだいに困窮することとなつて穀留を実施しているが、高値の原因は前年以来の他所商人における大量買込みにあるとし、ひとたび他所商人への売米を禁止する政策を探るや、翌日より米価が低下したといふのであるから、藩自身による廻米制度の確立以前にあつては、他領商人による移出量の比重は、きわめて高いといわなければならぬ。

右の百姓米が他所商人の手によって商品化するものとは別に、南山地方の中追馬（どちら馬ともいう）による米の移送買却も注目すべきものがある。南山地方は会津藩の預所であり、もともと米穀が不足する山間の地方であるため、飯米を若松城下で買い、馬に積んで運び入れ

ているが（築田文書<sup>(10)</sup>）、そればかりでなく、そこにおける中付駄者たちは、若松城下の米屋あるいは家中から米を買入れ（明暦二年二月十二日条<sup>(11)</sup>）、日光・今市六斎市へ、毎月六度ずつ駄送していたのであり、いわゆる南山通りの山王峠—五十里—高原峠—藤原—高徳の狭い道を通り、一度に五百匹が馬方一人に四、五四ずつ率かれながらの隊を作つて、銅草場づたいに今市へ南下していた（寛文十一年五月十三日条<sup>(12)</sup>）。これは穀留にも特別なものとして扱い、禁止すれば「以来迄之障りニ成候義有之」といつているのは、日光・今市地帯の米市場との交渉が恒常的なものとして、古くから彼我に重要なものであることを示している。この中追馬によるキャラバン的な駄送形態は、近世中期のはじめごろまで、南奥州の農民の間に存在した「米付商い」の典型的なもので、『守山藩御用留帳』によれば、関東の日光・下妻・下館の市へ米付商いに出かけた者たちは、農閑期に一人が駄馬を幾匹も連れて、仲間ないしある程度の隊をなしたものであった。また日光と会津との商品流通上の関係が若松の商人司築田氏によつても開拓されていたことは、『築田文書』の寛永四年霜月一日の「築田重久覚」に「日光町ニ桜本と申下ニ築田見セ場と申候て、前々ら御座候」と記されていることからも明白である。

## 二章 会津藩廻米制の成立過程

### 1 宿駅および河岸の発達

近世初頭にあつて、藩の廻米を藩自らが遂行するのではなく、商人に請負わせざるをえなかつたのは、道中におけるそれぞの宿駅の駄送力がまだ十分に成長しておらず、大量の人馬の微発が思うようにいかなかつたこと、別にいえば、すでに問屋の設定がなされていても、その経営の規模は小さく、また駄送にしたがう馬子（付子）の階層が宿駅の村を中心に、需要に応ずるまでに析出されていないばかりでな

く、小荷駄市場が十分に成熟していなかつたことも、大きな理由である。会津上杉氏にあつても、早くから奥羽道中の改修をおこなつており、またこの道中で伝馬・問屋の設定が比較的遅れた場合でも、慶長十八年を下らないという事情があつたにもかかわらず、大量の荷駄の通過を支えることは、まだまだ困難であった。さらに運賃の安い舟運を利用しようとしても、鬼怒川には河岸がなお整備されるに至つていなかつたことも、他の顯著な理由である。正保二年の例でもわかるよに、廻米が舟積みされた河岸は、結城々址のすぐ東南の小塙であるが、小塙は『結城戦場物語』から推察すると、当時、鬼怒川に臨んで天然の河岸を形成していたらしく、この舟場まで駄送されていることは、それより上流の河岸が廻米を受入れるまでに成長していなかつたことを物語るものである。つまり川舟と舟子の常備ということにおいて、大いに欠けていたのである。やがてこのあと、会津藩が藩米の舟積みの監督のために藩役人を常駐にさせる河岸は、これよりも二里ほど上流の阿久津河岸であつた。この阿久津河岸や、やがて小塙にとつてかわる久保田河岸などの鬼怒川の河岸は、近世初期の後半、万治・寛文のころから、しだいに整備されていき、商品移動の渦中に脚光を浴びはじめるが、前半の段階では、小塙のような中世以来の天然の河岸が利用されていたものと考えられる。

このような廻米道中の未発達の事情のもとには、藩役人が各個の問屋と交渉し、かつ全体の円滑な運営を図ることは、きわめて不慣れな業務といわなければならぬ。いいかえれば藩役機構には、それに対応できる機能の職掌が設置されるまでになつていいのである。これに対して、商人は廻米事情について明るいばかりでなく、『家世実紀』正保二年正月十四日の条に、

新米出来致候而る商人共百姓之米を買、関東江出候所江御米を出候  
而是、御領分道中馬差合、商人共致迷惑ニ付、先商人米を無相違  
運送為致、

という記事がみえるように、関東市場を指向する商人自身の商用米の廻送が、会津藩の廻米と駄送人馬の上で競合するほど、さかんに行なわれていたのである。したがつてここに藩の廻米を商人の手に託した方がなにより実際的だという理由が存在してくる。さらにいえば、藩米は江戸だけを指向するのではなく、前に述べたように、道中筋でも払米に付せられていたのであるから、江戸相場だけではなく、道中筋の米相場にも通曉し、また払米の交渉を成立させなければならない。その業務をも含ませるならば、いつそう商人請負の方が合理的であり、かつ確実であったわけである。

ところが徐々に交通の発達が促がされてくると、この商人請負の存在理由が稀薄となってきた。『家世実紀』の寛文元年十一月二十二日の条には、次のような重要な記事がみえる。

道中之義は、去秋中馬足往還自由ニ成候（後略）、

つまり万治三年秋から江戸往還の宿駅を中心とした人馬の調達が充足されるようになつたことを述べるものである。いまこそ奥羽道中が駄送力の衰を備えてきたことを告げているのである。この人馬調達の充足こそは、大名の家臣による廻米統轄の可能性にとって、最も必要な条件であった。それはとりもなおさず、以下のように会津藩の廻米方式にも画期をもたらしうる重要な条件であった。

馬調達条件の未成熟は、大名自身による廻米制を成立させるに至らず、大名をして専ら江戸商人あるいは地元商人の請負に依存させてきた。それが寛文四年に至り、会津藩では江戸屋敷常詰組付の藤沢太郎右衛門の提案によって、藩機構の統轄体制下に廻米が実施されるによんだ。藤沢は意見を具申して、「奥筋之御大名之内ニ、待分之者をも附廻候方も有之候」と指摘しているが、これは万治三年秋を契機として、しだいに藩府機構による廻米の実施が可能な客觀情勢が伸張しつつあり、すでにそれを開始した大名もみられるということを示している。彼自身、先年歩行目付を勤めていたころより改革案を抱いていたことだし、藩府の中枢にも、交通の発達にともなつて廻米実務が平易化した傾向に対応したいと考え、また寛文元年のような低米価地帯としての慘たる経験からも、どうしても廻米方式を改革すべきだという意見が熟しかけていたと思われる。

それならば寛文元年の経験とは、どういう内容のものであろうか。いうまでもなく米価の低落は領主と百姓にとって、大きな脅威であった。領主が領内から米を掃立てて米価を適当に維持しなければ、百姓は米を売却して年貢金を調達することができない。たとえば正保四年九月十二日の条には、近年米価下落のためか、米年貢は十月中に皆納できても、金方が調えられないでの、日雇になつたり馬を売つたりしているという記事がみえるが、もしそれでも年貢金を調達できなければ、自分を質物に出して、これを納めなければならなかつたのであり、やがて寛文元年が訪れるとき、領内ですでに質券百姓となつてゐる男女の数は五千余人に達し、禿百姓（ぶれ）に落ちた者も五百余戸に上つてゐる。やはりその最も基本的な原因は、米価低落による現金調達の不可能にあつた。

領内でも領外でも米が過剰となつてしまつたために、百姓から米を廻米を行なつてゐるし、東北諸大名も同様であったことは『梅津政景日記』やその他の研究によつて知られるが、奥羽道中宿駅における人

金五両分だけでもまとめて買う者がいないというのが寛文元年における東北諸藩の事情であり、この年、会津藩の苦惱も百姓の苦境も、十

月ごろから頗著になつていった。当時江戸相場は一両に一石六斗、会津相場は二石六斗であったが、日光や近くの白河・二本松でも、たいして変わらない相場を示していたから、奥羽道中に対し地理的・経済的に躊躇していた会津が、道中筋や他の地方に比べて、ますます低下してくるのは目前のことであつた。ここに家中の知行米と切米取の金の方の分に対しては、領主が藏金（口米金を充てる）のうちから立替えて支払うこととし、その代り、百姓から米質をとり、隨時に売払うという緊急策を立てることを迫られ、郡役所配属の家中・奉公人の払米も藩が買上げるよりほかはなかつた。そして十月二十二日には郷村保管の百姓の相場米一万九千五百俵のうち一万五千俵を藩の方針で廻米に付することに決定した。すなわち道中の諸経費と米代金の合計三千七百五、六十両を藩が予め立替え、米代金を概算払い（十両につき六十五俵値）で百姓に渡し、年貢金の上納を遂行させようとしたのである。しかも一方、翌年には農民に米が欠乏するのを見越して、春中壳付米（十両につき七十二、三俵）・夏中貸付米、二口合計三万三、四千俵を用意したのであった。藩はあくまでも年貢の收取秩序を堅持するとともに米価を安定させるため、一挙に百姓の手から米を引離そうとしたのである。それにしても同一の商品を用いた二重商売における概算払いの価格と壳付価格の相違の顕著さは、おどろくばかりである。これは貧窮化した藩財政に対する彌縫策以外のなものでもない。その廻米方式が商人の請負に頼つていたことは大きな問題であった。

寛文四年に加判の者たちが藤沢の改革案の実施をたやすく許可したのも当然である。藩直営廻米は藩財政に決定的な意味をもつ事業であるばかりでなく、領内米の掃立てという意味からも、低米価克服のための重要な施策である。この掃立政策は、寛文三年の低米価のさいに採られた買上貯蔵政策（別にいえば市場からの大量囲込み）とともに、低米価克服の二本の支柱となつていくが、廻米については、それに要する日数を少くし、道中における減米もできるだけ少量ですませることが

可能であるうえに、次の指摘（延宝四年四月五日条）にもあるように、運送経費を低く抑え、かつ道中払米も商人のそれより安値にとどめることができるから、どうしても藩機構による廻米方式に切替えられるべきものであつた。

只今迄之商人請負致運送候ニ付、其入方過分ニ候由相聞候處、御大名衆手前払は下直ニ而、商人之払米ハ高直ニ有之候事通例ニ候、依而是長沿御預ニ候ハ、私領米運送之役人支配ニ申付候ハ、かゝり物入劣り可申由（後略）、

ここに寛文四年九月二十八日、会津藩は藤沢太郎右衛門を廻米差引役（のちに廻米役といふ）に任命した。そこで彼は江戸からの下向の途次、道中筋の米宿（米問屋）を調査した結果、宰領には軽輩町人を、駄支払には歩行衆を採用し、なお道中の米問屋らに資金を与えた方が諸事円滑にいくであろうと加判の者たちに具陳したのであった。米問屋とは藩のいわゆる「御米問屋」であり、それぞれ宿駄での荷廻問屋が大名から任命され、これを兼ね、人馬の調達にあつたわけで、駄送中の大量の米を預るだけに、雨屋とよばれる土蔵を用意しなければならなかつた。いかにも藩営廻米の実施には、この御米問屋の整備が第一条件であり、太郎右衛門がいう資金とは、その土蔵の設営などに要する費用を指すものと思われるが、こうして廻米業務の人的構成が決定し、道中の受入体制も逐次整えられ、廻米裁判を藩庁が掌握するに至るのである。

この改革は、寛文四年の一番出し米六千駄（一万二千俵）・大豆五百駄には間にあわなく、翌年の雪消え以後の米三千駄から実施された。そして一方、戸口から猪苗代湖上を経て再び駄送となる福良河岸と、鬼怒川舟運に託される阿久津河岸には、歩行役のうちより一名ずつが半年交代で詰めることとなつた。

当時会津藩の廻米は主として白河通りを経由していたが、廻米量もしだいに増額していくらしく、勢至堂一長沼（天領）—白河の九里

の長沼街道だけの利用には、勢至堂<sup>(15)</sup>が小村なので運送が停滞するとい  
う欠陥が露呈するに至り、寛文六年からは、他の一部は中地—諏訪峠  
—守屋—矢田野—大田川—白河へ、また他の一部は江花—小屋—白河  
の道筋を併行して選ぶようになった。これには長沼の米宿・町年寄ら  
の反対もあったが、従来米荷物に対しては、脇往還を運送してはなら  
ないという規制が存在しなかつたので、会津藩はこの道筋について、  
幕府の勘定奉行の許可と白河藩郡奉行の了解をうるのに成功した。

白河より先の道筋は、おおむね原方通りを用いてきたが、阿久津河  
岸への着荷は、氏家を通過しないで、乙畠から下野馬場村問屋七右衛  
門へつけ、そこでゆるみ俵をおおしたうえ、阿久津に向かったのであ  
る。しかも寛文年間の奥羽道中では、宿駅の実質的な成長が進んでき  
たところから、商品の駄送道筋についても、本道対脇往還の抗争の第  
一波が訪れることとなつた。つまり寛文七年夏には奥州街道の宿駅問  
屋が連合して大目付高木守久に訴え、商人荷や米荷が脇街道の問屋を  
通過して自分らの伝馬宿を通らないので、脇街道の利用を停止してほ  
しいと出願し、これが許可されて同年七月から、そうするに至つた。  
こうなると、会津藩が困るのは当然で、氏家だけにすべての荷物が集  
まり、濡米・ゆるみ俵などの処理や人馬の徵発が困難となるから、早  
速に藩主正之は大目付にその不便を伝え、また白河の米問屋をはじめ  
脇街道の米問屋が連合し、出府して出願した結果、十月十二日には、  
再びこれまでの道筋による廻米が認められるに至つた。

### 3 藩廻米制の確立

このように寛文四年に至つて、会津藩自身が廻米を実施するようになつた。このはじめての体制を担なう廻米所が藩機構内に固定化し、藩全体の経済政策のなかで中枢的な機能を発揮していくこととなるが、同九年にかけての廻米役の任免の事情には、注目すべきものがある。同九年八月藤沢太郎右衛門の後任として勘定頭斎藤五兵衛が廻米

役に任命され、会津藩の払米および家中の知行米や相場米の江戸廻送  
を命ぜられた。彼は翌九月に江戸へ上り、途次には道中筋における廻  
米手配をすませたのである。そのさい廻米裁判の経験をもつ高田村郷  
頭五郎兵衛や若松一ノ町の町人吉川善六・又右衛門を引出し、江戸に  
あつては廻米問屋の亀屋太郎兵衛・富田屋清兵衛・山口屋作兵衛を払  
米に関与させた。一方同年十二月朔日には、江戸常詰の勘定人安藤市  
兵衛も廻米役に任命され、諸事両人で相談すべきことと、両人が同時  
に裁判することがむずかしければ、隔年裁判とすることが下知され  
た。そして五兵衛を下向させ、同年の廻米本勘定の決済を勘定所にお  
いて横目の立合のもとにすまさせた。

翌十年の廻米は、両人が半分ずつ責任をもつという方法で実施され  
た。しかし結果は、責任の所在が一貫せず、また両人の計画の適否の  
区別も明白とならないので、同十一年正月に下向した市兵衛の意見を  
用い、廻米役の相役を廃して、彼一人をその専任にした。このため五  
兵衛の職掌が市兵衛に引継がれたが、その引継の事情は、廻米役が宿  
駅の問屋と密接な関係をもたなければ、いかに責務の遂行が円滑にい  
かないかの一面を物語つている。つまりすでに寛文九年のさいにも、  
斎藤五兵衛には「江戸・会津井道中辺ニ、不斷御米多蓄被置候積」り  
という使命が与えられており、廻米は道中（仙道および北関東）の米問  
屋などに、江戸払か、もしくは道中払に対する待機の目的から、ある  
期間、保管されるという関係も生じていたので、こうした問題も含め  
て、翌二月に両名は同道して上り、いちいち廻米道中諸所の引継を行  
なつたのである。そして市兵衛の指名した歩行頭二名が出張して、こ  
れに立合つた。かたわら廻米元締斎藤勘七（五兵衛の子）を解任し、こ  
れも市兵衛が指名した会所役人石山彌兵衛を元締に任命した。

ここで会津藩加判の者たちにより、五兵衛と市兵衛の廻米方策の得  
失に対する結論が得出された。寛文四年以来の経験と藩の経済政策を基  
盤として評決されたもので、同時に将来の基本線を打出来ているが、

九項目にわたっているものを別に要約すると、以下の三点にまとめられる。すなわち(1)これまで五斗俵であったのを、市兵衛の案で四斗五升俵に作り改めたところ、道中では四斗俵同様の便があり、今後は白河・須賀川で再俵装の必要がなく、両地に役人をおかないですむ。(2)五兵衛の計画は大商人の趣法であり、役人に町人・百姓を用いるが、市兵衛のそれは、藩の扶持人に担当させており、経費も安く、今後は市兵衛の案を採用すべきである。(3)市兵衛の考えでは、藩の収納米の廻送はいうまでもなく、従来地払にしてきた家中の知行米を併せて江戸廻米とするときは、これを前者に一括して廻米役が統轄することとしても、その他の会津・白河・須賀川や道中筋における家中の払米までは管掌すべきでないとし、五兵衛は、これらを含めて統轄した方が藩全体としての損益が判然としてよいと提案するが、これは五兵衛の見解の方が適当であるから、寛文十一年は市兵衛に江戸廻米と地払の両者を管掌させる。

五兵衛の方式が大商人の趣法であるというのは、このときの廻米は一万千俵であり、江戸および道中筋において吉川善六(酒造業)に売払われているが、その手続は廻米責任者の五兵衛が善六に、それぞれの地点で払つたことになっているからである。すなわち若松町人は道中払米と江戸払米のために引具されたのであり、その他の帶同者からみても、寛文四年以前の商人請負方式を混濁させたものであつた。五兵衛がこのような方式を採つた理由は以下のよう理解される。つまり寛文七年に困窮した家中に対し「御救金」がなされたが、その借用の担保として上知処分となつた毎年の知行米が、前から勘定頭の五兵衛の処理に委かれており、一方では彼が廻米役となつた同九年より、従来は各自において処分(自分払米)してきた家中の知行米も、蔵米や相場米の残額とともに、江戸へ押し上げられるようになつたので、彼なりに実際的な方途を探つたのであるということである。

この年、家中の知行米は廻米途次において須賀川・白河で払下げら

れ、代金(十両につき三十四俵値)はすぐさま家中へ渡されている。翌十年に五兵衛に託された家中米は六千俵ほどで、これは江戸まで廻送され、同十一年八月になつても家中に対し決済がつかず、家中は大いに迷惑した。したがつて問題は、右の白河・須賀川における道中払下は、當時としては高い売値ではなく、むしろ損失となつていてことと、家中はその経済生活において、知行米をすみやかに現金に換えなければ、生計が窮迫するという事情にあつたことである。家中のためには、この問題を解決し、家中米の廻送を有利にするには、ひとえに藩主が概算払い代金を立替え、前以て家中に支払うよりほかはなかつた。そこで同十一年には廻米役安藤市兵衛の上申どおり、納戸金三千両がこれに充てられることにきまり、それ以後延宝期にかけて、家中米の江戸廻送は、この立替払方式を基底として展開していった。ただこの知行米の処理については、家臣はすべての知行米を廻米役に委託するか、それともすべてを自分で売却するか、その選択は自由であったが、同一人において二様の方途を講ずることは、廻米役の職掌を複雑にするという理由で許可されていなく、また前者が選ばれたさいには、江戸で領主の蔵米と同一値段で売払われることになつていた。なお同年分の廻米量は米大豆ともで十一万俵余であった。

要するに会津藩における藩廻米制の確立の時点は、この寛文十一年におかれるのであり、この年の安藤市兵衛の廻米を以て、その軌道が敷かれたとみられる。その軌道は単に廻米方式の確立と発展を描くものであるばかりでなく、藩財政の再建と、領域経済の再編成に対しても、大きな役割を果すことになつたのである。彼はこの年の前後、藩主正之に対し、いわゆる「常平法」<sup>[16]</sup>を上申しているが、それは、江戸や隣国の大相場を勘案しながら、いかにして領内の相場を調節するかと論じたもので、領内に対する藩庁の買米と払米の操作方法を問題としている。実に寛文後半期と延宝期の廻米は、この理念を基調として展開しており、やがて給人米も、藩の廻米蔵に売渡すか、もしくは

前金払いでの藩の廻米に委託するかの方途を強制されるようになった。

#### 4 二重専売制と新道問題

一方、この藩廻米制確立期を意義づける問題として、相場米の強制買上と南山通り新道の開設反対がある。相場米制度を設定した時期は不明であるが、会津米の移出が他所商人に開放的であった初期には、まだその制度は存在せず、承応期頃の設定と推定される。百姓米のうち、その米の売買に限っては、公定値段を守らなければならぬと決められた部分であり、百姓側における米方年貢分以外の米のうちから、貨幣に換えようとする米を供出させて一年貢金に差額ぐことができる一肝煎の蔵に保管させ、地下支配にしていたものであるが、その額は二万石を越えた。その相場は郡奉行所が時の相場と豊凶を考えて決定してきたが、寛文九年八月から相場米の強制買上の制度を施行するに至って、値段だけは百姓と町人の相対で決定させることにした。

従来における販路の例としては、酒屋側で相場米の購入を望んださい、代官が郷村高に応じて割付けており（明暦二年三月九日条、また、米価高値のさいに代金後納を認めて零細町人に貸与している（寛文九年八月十二日条）。またさらに寛文八年のような飢饉のおそれがあるときは、例外的に直接農民から町方の者や他国商人に安値で売渡させることがもあつたが（寛文八年二月二十八日条）、原則として商人はこれを購入しても、決して領外に移出してならないことに定められていた。要するに相場米の設定も、本来、市場からの囲込みによる米価の安定を目的としたものであるが、寛文九年における全相場米二万三千九百石余の買上以来は、そのまま専売的買上の対象となり、かなりの部分が廻米に付せられて、藩自身の商売物に転化していくのである。従来の仕法、つまり藩廻米制の成立以前の政策では、秋に半強制的に買上げられれば、翌年には農民に米が不足するのは当然であり、そこで藩庁はこの買上げた相場米を、こんどは春中売付米として高く押売りして

きた。とりもなおさず、これは同一商品による藩の二重商売といわなければならない。この二重専売制は藩自身の手による廻米制の確立期を特色づける政策であり、山形藩にあっては、売付米の高価さに対しで強烈な一揆さえ発生した。

さて常平法の更張のなかで、この二重専売制をより有効に実施する目的から、江戸町人による次の新道開設運動が阻止された意味も見逃すわけにはいかない。新道開設とはいわゆる南山通りのうち、会津領五十里村から宇都宮領藤原村までの川路通りの普請をいうのであり、江戸飯田町の三郎左衛門と五兵衛・彌兵衛の三名が幕府に対し、その峠の川路通りを歩行道として普請したいと出願したのである。三名は、峠道が石山道をなしているので荷駄の往来に困難であること、新道によって会津地方や近郡からの廻米に便となるばかりでなく、会津領・宇都宮領・日光領の諸木・薪炭の廻送も同様であり、廻米の場合には、白河通りより十里余短縮され駄賃も安くすむと強調した。会津藩に対して、この普請の支障の有無が訊されたのは寛文十年十二月のことで、やがて会津藩の反対が表明された結果、翌年五月には不許可となつた。会津藩の反対理由は、南山地方に商人が入り込み、物価が高くなり穀物も払底すること、川路通りはせまく中追馬の通過にも不便であること、白河に至る東部の諸組が荷駄を失ない、生活に窮するであろうこと、また南山地方から会津への商品が減少し、若松の物価が高くなるであろうことなどであった。

この四つの反対理由のなかでも、会津地方の物価が高くなるということは、藩にとって重大なことであった。入部の初期にあって、会津の経済的隔離性からして、会津米が他所商人の買込みに開放されていきたのと異なり、いまや会津藩は廻米機構を整備し、領内米を完全に掌握する体制を整えて、全面的に江戸やその他の市場に対応しようとする常平法の高潮期に向っていたのであるから、会津藩が江戸市場側か

らの商業資本の進出を退けるにいたるのは、当然の帰結といえるであろう。

### 結語

寛永から寛文初期にかけて、奥羽大名の陸路による江戸廻米が商人の請負方式によって、やっと大市場との接触を保っていたころ、海路をもつ加賀藩では最初に説明したように、慶長・元和期において、すでに廻米政策に一つの計画性をもちえた。まことに奥羽大名の廻米の歴史は、苦難に満ちていたが、そうした商人請負における輸送費の変化、つまり高率な現米配分から一定金額への変化にも、われわれは奥羽道中における駄送力の逐次成長と、それを刺戟する江戸市場の発展を認めなければならない。しかも異常に高い輸送費から奥羽市場と江戸市場との間における米相場の格差が顕著であることが知られる。会津はさらに奥州仙道筋より低米価の地域であり、保科正之は入部の当初より、この低米価に苦しめられた。それだけに他所商人の手による会津米の流出に対して開放的であったことが、明暦期にかけての藩政を特色づけている。

明暦ころから寛文のはじめに至る時期の米価政策の基調は、会津米の領内市場からの囲込みと、領外への掃立てであった。前者は相場米制度の設定と廻米蔵の広範な設置としてあらわれ、後者は累年における廻米事業の推進となつたが、とくに寛文元年にみられたように、相場米の計画的な江戸廻送の着手としてあらわれた。しかし奥羽の大名にとって、宿駅がもつ駄送力の強化と河岸の発達による藩廻米制の実現の可能性は大いに待されたことで、万治末年ごろからは、正しくその可能性が動いてきており、会津藩にあっては寛文四年に至つて、それがの実現をみた。恰もこの年は仙道筋における信夫・伊達西郡の城米数万石が海上を江戸へ廻送された年であり、ついで寛文十年とその翌年には、河村瑞賢が奥羽の城米を試送しながら、東廻り舟行系統に漕

務場を設置しており、これによって東廻り舟路が整備されるに至るのであるから、寛文期が奥羽商品の流通史上に占める地位は、そこぶる高いものであった。それはとりもなおさず、明暦大火後における江戸の急速な復興と膨張が市場に反映した結果である。

こうして寛文十一年に会津藩の廻米制も確立されるのであり、それは疲弊を続けてきた藩財政にとって大きな活路であった。相場米と家中の知行米を全面的に買上げて、蔵米とともに江戸や道中に運び、これを売却して藩自身の利益を拡大しようと図つたのである。そしてこの専売的仕法は米価政策のうえから常平法とよばれ、その施策の代表者である安藤市兵衛は、延宝三年七月に百石増の賞賜を受けたほどであるので、買上資金枯渇に基づく天和期の停廻までには、一応の展開をみたものと推定される。

しかしこの専売的仕法には一つの大きな問題が残される。それは寛文・延宝をすぎていくうちに、やがて江戸市場における需給の関係が飽和点に達するということである。会津藩はそうした事態をも考慮に入れて、貞享元年などには大坂や新潟方面への大量廻米を行なつており、また翌二年には揚川開鑿工事を成功させているが、江戸市場についていえば、『会津家世実紀』にも「近頃ハ他所之米直安候故、存分之廻米不相成」(元禄三年十月二十五日条)といつてゐるようだ。天和・貞享期は最早、国内的に海上廻米・陸上廻米の手段が結実した段階であり、江戸の発展も一応速度を落して、安定する時期であつたので、需給の関係は飽和化し、江戸における会津米の値段も、他国米との間に格差を失ないはじめるのである。

#### 注

(1) 近世には奥羽両国道中ともい、奥州街道といわゆる仙道とを含んだ街道を指称した。

(2) 山口徹氏「小浜・敦賀における近世初期豪商の存在形態」(『日本海海運史の研究』)。

- (3) 若林喜三郎氏「横山長知の脱藩と若越・大津の海商」(同右)。
- (4) 金沢市立図書館所蔵。
- (5) 史料編纂所影写本。原本散佚。
- (6) 金沢藩の江戸屋敷賄は「夜話之抄」(『加賀藩史料』第参編)によれば、十  
万石程度ということである。
- (7) 原方道の主要な道筋は、白河—黒川—高久—矢板—氏家—阿久津であ  
るが、正保二年における四筋の明細は不明である。
- (8) 半石半永制の歴史的意義についての理解には、最近では長倉保氏「十  
七世紀後半期における貨幣経済発展の史的性質」(『商業論叢』一・二)や  
藩政史研究会『藩制成立史の総合的研究—米沢藩』など、また高木昭作  
氏「寛文期の会津藩 “半石半永” 制運用政策転換」(『日本社会経済史研  
究』下)がある。
- (9) 丸井佳寿子氏「会津藩に於ける商業統制の変容」(『日本歴史』九六・九  
八)。
- (10) 史料編纂所影写本。
- (11) 郡山市立図書館所蔵。拙著『駆入り農民史』。
- (12) 史料編纂所影写本『佐藤文書』(郡山市日出山)にみえる慶長十八年六  
月二十八日設定のものが最も新しい。
- (13) 細川護貞氏所蔵『御日帳』。
- (14) 渡辺信夫氏『幕藩制確立期の商品流通』。
- (15) 延宝四年における勢至堂村の村高は十八石五斗余、人数は二百六十余  
人であった(『会津家世実紀』)。
- (16) 『会津家世実紀』元禄十五年十一月十一日条。

## 善 惠 證 空 画 像 考

花 田 雄 吉

善恵證空は法然源空門下の逸足で、西山流の祖と仰がれる高僧である。證空は村上源氏の加賀權守親季（入道證玄）の子に生まれ、同族の関係から内大臣久我通親の猶子となつて源空の門に入つたのは十四歳のときであった。爾來師に常侍してその教説を学び、源空の選択本願念仏集撰述のときには、経釈の要文を引いてその撰述を助けている。<sup>(1)</sup> ときには師に代つて九条兼実第に於て選択集を講じたほど源空の信任厚く、その教説には師説を発展させて、白木の念仏を以て往生すべしと教え、臨終正念を以て往生の指南とすべしと説くなど巧妙な譬喩を用い地方の武士達にも理解し易い特色があつた。その反面また證空は願運に就いて天台を究め、政春に就いて真言を学び、慈圓及び公圓に随つて台密を相承し、その教学には天台の教學を攝取したところ多く、<sup>(2)</sup> 当時の上流貴族社会にも迎えられて、その尊信を受けた。<sup>(3)</sup> 寛元四年、後嵯峨天皇に戒を授けたのを初め、摂政左大臣九条道家・太政大臣西園寺実氏・実氏の母堂藤原全子（西園寺公経室）・摂政太政大臣近衛兼経・左大臣二条良実・將軍藤原頼経など、多くの貴紳に授戒・講説を行つた。<sup>(4)</sup> のち西山の善峯寺に住し、松尾坊を買得して西山本坊とし、往生院を興して不斷念仏を始め、後嵯峨天皇の勅願所として白河の歓喜心院を再興し、山城の遣迎院・摂津の淨橋寺・蓮花寺などの諸寺を草創した。<sup>(5)</sup> 宝治元年十一月二十六日、白河の遣迎院に於て、七十一歳を以て寂したが、寛政八年八月二十四日、五百五十回の忌辰に際して、光格天皇より鑑知国師の徽号を賜わつた。小論は、この善恵證空の風貌を伝える数種の画像に就いての所見述べんとするものである。

證空の師の源空に就いては、その生前に画像五種と彫像一種が作ら

れていることが「法然上人行状絵図」に見えていたが、證空の画像に関する記事が信拠の置ける文献に初めて現われるものは、寂後遙かに二世紀以上を経過した室町時代中期の「実隆公記」の記事である。

浄土宗は室町時代に至り、歴朝の信仰を得て盛行するに至つたが、後土御門天皇は浄土宗に深く帰依せられ、源空の画像に就いては、後花園天皇旧蔵の画像や足引の画像などを御覧になつてゐるが、文明九年（一四七七）には當時まだ二十三歳の若年であつた三条西実隆に命じて「西山善惠上人真影讃」を色紙形に揮毫せしめられ、実隆は即日染筆して進上している。その贊文は「衆生受仏戒。即入諸仏位。位同大覚已。真是諸仏子。」の文であつた。これは旧来から伝つてゐた画像に記入せしめられたものか、新に調進せしめられたものであつたかは詳らかでない。なお実隆はその後、長享二年（一四八八）には僧臨盛の所望によつて「西山善惠上人真影讃」の「衆生受仏戒」の文を染筆している。また実隆は七十五歳の老年に及んで、享禄二年（一五二九）の十二月、西山の靈宝である「法然上人・善惠上人御影」を借覧して、土佐将監光茂をして模写せしめ、贊文は鷲尾隆康をして透写せしめた。なお借覧した「法然・善惠両上人影」は、子息公条が御番に參内の際に携行して、後奈良天皇の御覽に供してゐる。模写の画像の完成後、<sup>(6)</sup> 「善惠上人御影」に就いては、実隆は更に光茂に命じて数珠を木色に修正させ、翌春には両画像を表装の上、二尊院惠教に請うて開眼供養を行つた。<sup>(7)</sup> 以上は「実隆公記」に見える所であるが、證空の画像には何れも贊文が存したことが知られる。併しながら現在伝つてゐる画像には、色紙形の存するものはあつても、その中には文字の根跡すら

も認められず、他に贊文のあるものを未だ見ることを得ない。

浄土宗西山派その他の諸寺院に所蔵されている證空の画像は、比較的信拠の置けるものに就いて、これを類別すると、左の三種に大別することができる。

(1)

祖師像の木像類に通常見られる高座の上に著座した姿の像で、京都市禪林寺所蔵及び京都市光林寺所伝の掛幅がこの様式である。

(2) 思惟の像と云はれるもので、高欄付きの席に座つて瞑目沈思する姿の像で、京都市參鈴寺及び京都市禪林寺所蔵の掛幅がこれに属する。

(3) 高麗縁の脇座に座して経文を前に置き、講説する姿の像で、京都市誓願寺所蔵の掛幅がこれである。

以上、何れも斜左向きの座像であることは共通である。いま順序を逆にして、先ず最後に挙げたものから説述することにする。

### (1) 誓願寺所蔵画像 (第1図)

本像は浄土宗西山深草派本山誓願寺(京都市中京区新京極桜之町)の所蔵の掛幅で絹本彩色。現状の大きさは縦五四・八纏、横三三・八纏である。装潢は画の外側に、濃緑色の絹地で台を附け、中廻しは緑色の金欄、その外周を紫色の金欄で表装し、一文字及び風帯には褐色の金欄を用い、全幅の大きさは縦一六六・五纏、横五三・五纏で、軸は黒檀である。軸の外題には謹嚴な筆致で、

西山上人鏡影 洛陽誓願寺常住

と墨書きされている。<sup>(10)</sup> 外函は木箱で蓋表に、

西山上人像

洛陽誓願寺常住

と墨書きされている。

像容は斜左向きに、高麗端の上脣を敷いた上に安坐して、身には白衣の上に黒衣を重ねて著し、黒色の袈裟を著け、右手を右膝の上に置

き、左手に水晶と思われる白色の数珠を持ち、座前には巻頭を開いた折本の経文を置き、背を伸し姿勢を正して前方を見渡し、将に講説を始めようとする姿を示している。向つて左後方の座下には、同じく白衣・黒袈裟を著けた徒僧が侍座している。両僧の顔面及び像主の両手は薄茶色に肉身を淡彩し、口唇には紅色が施され、脇表は緑色に彩色されている。今日では絹は褐色に変色して多くの亀裂を生し、表装もまた古色を帯びて褪色している。私はこの像を観たとき、その古様なに驚いて、仏教美術の権威である佐和隆研博士に鑑識を請うたところ、博士は仔細に点検しておられたが、画法・材絹とともに鎌倉時代のものであることを証言せられた。

像主の容貌(第2図)は、大きい頭蓋と大きな鼻、小さい象のようない眼、薄くて長い下り眉、高い額骨、豊かな耳朶、すぼめた口許を持った甚だ特長のある顔立ちである。このような像主の特徴をつかんだ頬貌は、画家が本人に直接面識があるか、或は像主をよく熟知した者の助言がなければ到底描出し得ぬものと思われる。或は生前に画かれた寿像に拠つたものかも知れない。向つて左後方に侍座する僧(第3図)は、眉の太く長い、眼尻の稍鉤上つた二重瞼の眼を持ち、小鼻の低い、額の張った、屈強な顔付きをした、五十歳位に見える老僧である。後頭部は画面の外になつて欠けているが、描線は像主と全く同じで、同一の画家の手に成つたものであることは疑いない。

前に開いて置かれている折本の経文(第4図)は、善導の著、觀經玄義分卷一であつて、その左側に巻頭の第一頁を示し、可成りの剥落があるが左の如く読まれる。

觀經玄義分卷第一

沙門 善導集記

先勸大衆発願帰三宝。

道俗時衆等。各發無上心。生死甚難厭。仏法復難欣。」共發金剛